

## 政策 2 - (2) -

### 1. 政策及び15年度重点施策等

<b>政策</b>	行政事務の電子化
<b>15年度重点施策</b>	IT関連の庁内における体制整備 モニタリング・システムの整備 金融検査監督データシステムの整備 証券総合システムの整備
<b>参考指標</b>	システム開発等に関する規定の整備状況

### 2. 政策の目標等

<b>分野</b>	情報
<b>課題</b>	行政事務の効率化のための情報化

### 3. 政策の内容

- (1) IT関連の庁内における体制整備  
電子政府構築計画の実現に向け、業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定及び庁内の各種システム開発や運用保守について、専門的な視点から支援できる体制等を庁内に整備します。
- (2) モニタリング・システムの整備  
金融機関のオフサイト・モニタリングを支えるコンピュータ・システムについては、財務会計情報とリスク情報の効果的な組み合わせ等を通じて、多様な分析ニーズに対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるシステムを構築していきます。
- (3) 金融検査監督データシステムの整備  
金融機関を取り巻く環境の変化にあわせて随時様式が見直される検査結果情報や財務会計情報に対し、システム面で柔軟に対応します。
- (4) 証券総合システムの整備  
証券総合システム業務の効率化・高度化を図ります。

### 4. 現状分析及び外部要因

- (1) IT関連の庁内における体制整備  
平成15年7月のe-Japan重点計画を受け、当庁としても電子政府構築計画を策定し、

国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に取り組んでおり、この一環として業務・システムの最適化等を推進する体制を整備することとしました。

(2) モニタリング・システムの整備

平成 18 年から実施される新 B I S 規制により、銀行の自己資本比率の水準を計測するに当たり、新たなリスク管理手法が導入されること等を踏まえて、モニタリング体制の整備・拡張を行っていく必要があります。

(3) 金融検査監督データシステムの整備

証券業については、従来、紙ベースで財務会計情報を徴求していたため、集計作業や資料作成等の事務負担が大きく、行政事務の電子化の観点からシステム化の必要があります。

(4) 証券総合システムの整備

証券市場の公正性・透明性を確保するために、監視の充実・強化は重要となっています。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 15 事務年度における当該政策に係る実施状況は以下のとおりです。

IT 関連の庁内における体制整備

業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定にあたり、情報化統括責任者(C I O)及び各所管部門の長に対する支援・助言等を行う情報化統括責任者(C I O)補佐官を 3 名採用しました。

モニタリング・システムの整備

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで効率的に行うことが不可欠であり、順次システムの改良を進めています。

平成 15 事務年度においては、16 年 9 月期の開始に向けて再構築中の預金取扱金融機関を対象としたシステムについて、業界団体や各金融機関のコメント等を踏まえつつ、監督上必要な項目の追加、不必要となった項目の廃止等、徴求するデータ項目の見直しを行いました。

金融検査監督データシステムの整備

財務事務所までシステム展開を行ったほか、証券行政に対応する機能の追加を行いました。証券行政機能の追加により、銀行、信用金庫、信用組合、生命保険、損

害保険、証券の主要な業態について、システムが整備されることとなりました。

#### 証券総合システムの整備

特定委託者ごと取引を再現し、その内容を検索する機能や、指定銘柄の指定期間における1分足のチャートを作成し特定委託者のシェアを表示させる機能などを新たに開発しました。

## (2) 評価

### IT関連の庁内における体制整備

金融庁電子政府構築計画に従い、業務・システム最適化計画の策定に着手しました。

情報システムの調達に係る仕様・見積り等において、情報化統括責任者(CIO)補佐官が検証・評価することとしました。

セキュリティ監査等の実施にあたり、情報化統括責任者(CIO)補佐官が確認し助言する体制を整えました。

### モニタリング・システムの整備

新システムはオンラインでのデータ徴求が可能となり、加えて財務事務所まで展開されるよう設計していることから、迅速なデータ処理ができるようになることに加え、財務事務所での地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに行うことが可能となります。

また、新BIS規制の導入等、新たな行政課題に対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システムの構築を目指し設計を行っています。

これらのモニタリング・システムの整備は、監督手法の更なる向上に寄与するものと考えます。

### 金融検査監督データシステムの整備

財務事務所までシステム展開を行ったことにより、財務局におけるデータ入力・資料作成の作業が効率化されました。

これまでシステムが未整備であった証券行政についてシステム開発を行ったことにより、各計数の集計作業・資料作成が効率化され、資料の分析に重点を置くことができるようになりました。

### 証券総合システムの整備

従来手作業で行っていた分析データの作成作業等をシステム化することにより、高度な分析を迅速に行えるようになり、業務の効率化が図られました。

## 6 . 今後の課題

I T 関連の庁内における体制整備については、情報化統括責任者（C I O）補佐官を採用し、庁内の関係部局との連携のもとで推進体制を敷いたところです。今後この体制の実効性を確保することに努めます。

また、「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定、平成 16 年 6 月 14 日一部改定。）を受け、当庁の主要な業務・システム（下表参照。）については、情報化統括責任者（C I O）補佐官の支援を受けつつ、中長期的視野に立って時代の変化を見据えた見直しを行い、「業務・システム最適化計画」の策定に取り組めます。

主要な業務の名称	システムの名称
金融検査及び監督業務	金融検査監督データシステム モニタリング・システム
証券取引等監視等に関する業務	証券総合システム
疑わしい取引の届出に関する業務	特定金融情報データベースシステム
有価証券報告書等に関する業務	E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors NETwork)

平成 17 年度において、「業務・システム最適化計画」の策定のための予算要求を行う必要があります。

## 7 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組の有効性等を踏まえ、取組の充実・改善や新たな施策の検討を行う必要があります。

## 8 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 9 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果の把握方法〕

政策効果は、金融庁電子政府構築計画、モニタリング・システムの整備状況、業務の遂行状況及び取引審査の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ( 1 ) I T 関連の庁内における体制整備  
金融庁ホームページ「情報化統括責任者（C I O）補佐官の配置について」  
金融庁電子政府構築計画
- ( 2 ) モニタリング・システムの整備  
モニタリング・システムの整備状況
- ( 3 ) 金融検査監督データシステムの整備  
業務の遂行状況
- ( 4 ) 証券総合システムの整備  
取引審査の実施状況

## 10 . 担当部局

総務企画局総務課情報化・業務企画室  
監督局総務課、協同組織金融室、金融危機対応室、銀行監督第一課、銀行監督第二課、  
保険課、証券課  
検査局総務課  
証券取引等監視委員会事務局